

〈資料紹介〉

ネパール国家教育計画委員会勧告（1956）

—初等教育への提言を中心に—

中 村 裕

はじめに

ネパール王国（Kingdom of Nepal, 以下、ネパール）は、中国とインドという二つの大国の狭間に位置する小国である。人口約2250万人（1997）を数えるこの国は、一人あたりGNPが220ドル（1997）であり、経済発展が最も遅れているLLDC（Least Less Development Country）に分類される。

近年、ネパールを対象とした研究が増加しているが、教育の領域においても、現在の「教育問題」について、特に、児童労働と教育との関わりや、教育援助の理念や方法についての研究が多くあり、NGO等による現地調査や活動の報告を含めれば、既に相当数の成果があげられている。

しかし、宗教教育を除いたネパールにおける教育の歴史に関しては、王政復古（1951）以降の動向に限定しても、概略的な描写に留まっていることが多く、管見の限りでは、ネパールにおいて国家的規模の教育制度創設に向けた提言をした「ネパール国家教育計画委員会」（Nepal National Education Planning Commission, 以下、「計画委員会」）の勧告（1956）や、いわゆる「王様クーデター」後の教育政策を導出した「国家教育改革委員会」（All Round National Education Committee）勧告（1962），教育制度の大刷新を謳った1971年の「国家教育制度計画」（National Education System Plan）等について、詳細に論究している研究が少ないばかりでなく、原資料そのものの提示も殆ど行われていない。これらが総て、ネパールにおける教育の歴史的展開を明確化する上で重要なことは言を俟たず、また、この明確化なくしては現在の「教育問題」への「正当な」接近を果たすこともできまい。

本稿においては、「計画委員会」勧告のうち、特に初等教育に対する提言を概略的に紹介する。同勧告が、ネパールにおける国家的規模での教育制度創設に向けた提言文書としての史料的重要性を有するだけでなく、現在進行中の第9次5か年計画が、「計画委員会」勧告との類似性を指摘されるなど、現在の教育計画を理解する上で窮めて重要な資料であると考えられるからである。なお、初等教育に着目するのは、本勧告において最重要視されていたのが初等教育であり、また、歴代政府の教育政策の力点が初等教育の発展に置かれてきたことを理由とする。特に近年のネパールでは、基礎初等教育プロジェクト（Basic and Primary Education Project, 以下BPEP）が2回に渡って展開されるなど、普遍的初等教育の実現に向けた精力的活動が為されているが、同プロジェクトが、少なくとも王政復古後の教育政策の趨勢において、批判的であれ肯定的であれ、展開してきたと仮定するのであれば、その動向把握や分析を試みる上で、「計画委員会」勧告の検討が先行して為されねばならないであろう。

※なお、本稿において括弧内に記した頁数は、特に断りがない限り、「計画委員会」報告書の頁数を指す。

1. 「計画委員会」勧告の構成

(1) 「計画委員会」成立の経緯と活動

開国に際して、ネパール政府は教育が民主主義実現の要諦であると見なし、その普及に向けて、従来の教育施設の監督および再編のための中央審議機関として教育委員会 (Education Board) を設置した (1950)。当委員会は会合を重ね、1953年11月の委員会会議において、現行の学校ないし教育施設の調査を実行し、普遍的教育を実現する枠組みを準備するための「計画委員会」の任命を、政府に對して提言することが決議された。当決議に基づき、當時訪印していたアメリカ合衆国オレゴン大学のH. B. ウッド (Wood, Hugh B.) をネパールに招聘した後、政府は「計画委員会」を任命した。

「計画委員会」の構成員は、ネパール政府、公益事業委員会 (Public Service Commission)、教育省、および就学前、初等、中等、高等教育レベルに相当する教育施設に従事する者、村落の指導者等、ネパール各地の「あらゆる階層 (all walks of life)」に属する、当時の「ネパールにおける教育について最も見識の高い人物から選出」された (p. 2)。また、教育委員長である S. R. R. パンデイ (Pandey, Sardar Rudra Raj) が「計画委員会」長を兼任し、ウッドは委員会顧問を務めることが決定された。当委員会が本格的に活動を開始したのは1954年3月22日である。なお、ウッドの提言に従い、「計画委員会」は、発足後直ちに、教育行政、カリキュラム、教員養成のそれぞれについて中心的に審議する3つの下部委員会を組織した。

しかしながら、当時のネパールにおいては、学校数、教員数、生徒数、就学率、カリキュラム等に関する統計や調査が殆ど行われず、また、国民の教育に対する意識も充分に把握されていなかった。加えて、中央政府と地方政府のコミュニケーションが欠如していたため、教育についての体系的な情報が不足しており、教育開発に対する提言どころか現況の把握すら困難を窮める状況にあった。故に、計画委員会の活動は、当初、情報獲得を目的とした質問票の作成と調査員の地方派遣に限定されざるを得なかった。調査員は、ポカラ、ネパールガンジ、ジャナクプル等8か所に派遣され、加えて視学官・副視学官が主任視学官の指揮のもとで個別に情報収集を行った。質問票は、非識字者、識字者、教育活動に従事する者をそれぞれ対象に3種類が用意され、計12000枚が1954年3月から5月にかけて各地に配布されたが、「この年の自然災害の影響を受けて」、その回答数は1647枚 (1957人) に留まった (p. 49)。

回収された質問票に基づいて、直ちに現況分析と教育制度建設に向けた提言について会合が重ねられた。この会合と質問票の結果をもとに、翌55年3月、「計画委員会」は報告書、すなわち「ネパールの教育」 (Education in Nepal) をネパール政府に提出した。報告書は、大別して、1) 調査報告ならびに分析、2) ネパールにおける国家教育計画、3) 結論、4) 王政復古後の教育発展、の4章から構成されている。

(2) 勧告の概要

「計画委員会」の報告書においては、質問票による回答や調査員の収集した情報から、既存の教育制度、特に学校制度、教育理念、教育施設が、近年の急速な政治的、経済的、社会的、文化的發展に窮めて不適応な状態にあり、国民や社会のニーズに対応していないと結論され (p. 73)、新しい教育制度は、既存の制度の修正や再構成ではなく、全く新規に建設されねばならないと述べられている。す

なわち、従来の制度における「それ自体の優れた価値」は積極的に吸収するが、制度と結合した「伝統」「慣例」等の継承を行わないことが宣言されたのである。なお、この「優れた価値」としては、ベイシック・エデュケイションにおける職業教育の強調、モンテッソーリ・スクールでの学習における自己活動の重視、ヒンドゥー教あるいは仏教の寺院やその付属学舎（Pathashala, Gompa）等における宗教的価値の尊重、英学学校³³やサンスクリット学校における高度な学問水準等が設定されていた（p. 79）。

これらの前提を原則として、「計画委員会」は「ネパールの文化、民衆、潜勢力、未来へのニーズに応じた独自の教育計画」を作成した。これは260ページの大冊であり、計画の対象は初等教育、中等教育、高等教育、社会教育、教育行財政、教育法制、教員養成、教育環境、教具・教材開発など広大な領域に及ぶ。それ故、その全体像の理解は容易ではなく、また各計画が連関しており、それぞれの重複も少なくないが、理解における矮小化を回避するためにも、以下に概要を提示する。

①普遍的教育

教育は民主主義実現のための根幹であり、国民が市民としての義務を果たすためには、総ての者は普遍的で最低限の教育を受ける必要がある。そのためには、総ての子どもを対象にした初等教育と、非識字の状態にある総ての成人を対象とした成人識字教育が提供されなければならない。普遍的教育と皆識字の実現は、今後25年間以内、1980年までに達成することが目標である。

②国家規模の教育制度

教育は国家規模で運営されねばならない。ネパール国民および社会のニーズに応じて、従来の「孤立した」学校あるいは教育施設を再編し、公的で統合的な、統一的計画のもとで運営される教育制度を建設する必要があり、そのためには、まずナショナル・スクール、ナショナル・カリキュラムを包含する国家教育計画が策定されねばならない。

③無償教育

無償初等教育の早期実現は、民主主義実現における最優先事項である。中等教育は、状況に応じて無償とし、能力がありながら経済的理由により中等学校に進学不可能な生徒については経済的援助（寄宿費、奨学金等）を施す。高等教育における授業料等の徴収は行うが、有能な生徒に対する経済的援助は為されるべきである。成人識字教育は無償で提供されねばならず、その他の成人教育（職業訓練等）も可能な限り安価にて提供される。

④教育期間

個人の能力やニーズ、また教育を提供する側である国やコミュニティの財政能力に応じて、教育の期間は6か月から17年（以上）に増減する。成人を対象とした識字教育期間は6か月前後と設定するが、医者や技術者等の専門職に従事する者は、17年以上のフォーマル教育を受ける必要がある。各学校の年限については、初等学校5年間、中等学校5年間、高等教育機関（大学やカレッジ等）4-7年間（専攻により増減する）である5・5・4／7システムが現在計画されているが、1980年を目標に、初等学校7年間、中等学校5年間の7・5・2／7システムに移行する。

⑤多様なニーズに応じた教育

a) 職業訓練の重視

ネパール国民のおよそ98%は何らかの職業に従事しており、そのうち約80%が農業を営んでいる。

故に、教育は、大多数の国民が従事する農業と、女性を中心とした家事のための職業能力開発に重点を置く必要があるが、工場労働者、専門職従事者、ビジネスマン、官吏、政府職員といった少数を対象とした、農業および家事以外の職業訓練の機会もまた提供されるべきである。多くの者は、職業訓練において、教育を受けることの有用性を見出しあろう。

b)市民の育成

市民の育成は、民主主義にとって普遍的に為されねばならない。ネパール国民は、すべてネパールの市民であり、それぞれ為すべき義務を負う。教育は、これらの義務や、投票、納税、共同行為、多数決といった民主主義において市民に期待される事項を学習し、達成することを援助するべきである。

c)人間開発の教育

教育は、個人を文化的に、審美的に、身体的に開発し、また、人生の謳歌に、健康な生活に、生活水準の向上に寄与するものである。教育によって、人は審美的能力を身に付け、文化遺産の再興に価値を置き、コミュニティをあらゆる側面から改善していく。

⑥人間尊重の教育

教育は、学習者の内面を経験によって展開および発展させる過程でもある故に、カリキュラムは、教条的、学術的、注入的で、学習者の現実と乖離する内容に留まるべきではない。教育は、近代心理学や哲学を基礎として、かつ、学習者にとっての実践的、直接的、実用的価値に応じて提供されねばならない。

⑦初等学校

初等学校の目的は、国民に対して最低限の一般教育を提供することである。現在初等学校は、5年制で、6歳から11歳の子どもを受け入れているが、徐々に7年制に延長する。この短期間に、初等学校は、男女児童に対して、彼らの問題、権利、義務について自覚し、彼らが選択する職業と、市民としての義務を、卒業後直ちに、かつ十全に開始できるよう援助する。社会学習、理科、3R's、手仕事、美術、人間的発達がカリキュラムに含まれる。

「計画委員会」は、ネパールの教育制度建設における最初の到達点を、普遍的初等教育の実現に設定している。数的目標としては、1965年までに、少なくとも学齢児童1000人あたり一つの初等学校、すなわち初等学校300を新設し、1956年当時の初等教育対象者（6-11歳児）の4分の1に相当する30万人の児童を就学させる。「任意の」普遍的初等教育³³は1975年までに、「初等教育対象者が総て就学する、普遍的初等義務教育」は1985年までに実現する。

⑧中等学校

中等学校は、初等学校修了資格を持つ者を対象として、職業指導者養成を主目的とした、一般教育と職業教育を提供する5年制の多目的学校である。カリキュラムは、社会学習、理科、語学、数学といった一般教育と、農業、家政、工業、ビジネス、看護、教育といった専門職養成を目的とした職業教育から構成される。中等教育は、殆ど総ての者にとっての最終及び完成教育であるが、少数のカレッジ進学者希望者には、進学準備教育を提供し得る。

数的目標として、1965年までに、32の行政区の各々に多目的中等学校を設置する。中等学校がこれまで設置されていなかった地域に優先的に学校を新設し、これまで伝統的中等学校が存在していた地域においては、従来の学校を新しい中等学校に移行させることによって、初等学校修了者のうち20%

を中等学校に進学可能にさせる。また、1975年までに、中等教育対象者1万人あたり一つの中等学校を設置する。

⑨高等教育

高等教育は、新設予定の国立大学のもとに組織される。カレッジ及びその他の高等教育機関は、中等学校修了資格を持つ者を対象に、実践的な専門、職業教育を提供する。総合大学を1965年までに設置する。今後数年間で1500人の学生を受け入れるが、他の教育計画とのバランスや、高等教育修了者の失業を防ぐために、1965年の時点で進学者が3000人を超えてはならない。この二要因が解消されたならば、受け入れ人数を漸次増加させる。

⑩成人教育

成人教育は万人を対象としており、通学経験のないものに対する短期識字プログラムだけでなく、国民のニーズに応じた教育、例えば初等学校からの退学者に対する補完教育等が提供される必要がある。当面は、成人教育における最優先事項である識字教育が当該計画の中心に位置するが、これは農業、家政、技術、芸術、文芸等の成人教育のあらゆる領域を総て包摂するものである。

数的目標として、1960年までに10万人を対象に識字教育を提供し、1960年以降65年までに、年間10万人を対象にした識字教室を開設する。識字教育を除く成人教育は1960年を目途に開始する。1965年には、成人教育に有用な図書館やラジオ受信装置を各村落に設置し、主要領域に関わる成人教育を総て提供可能にする。

⑪教員養成

教育制度の計画的発展のためには、専門教育を受けた教員の養成は欠くことができない。教員の待遇改善、女性教員の優先的養成も教員養成計画に含まれる。

最低限の数的目標として、10年内に、年に1000人の初等学校教員、100人の中等学校教員、10-20人の高等教育機関の教員、500-1000人の成人識字教育スタッフを養成する。

⑫教育環境の整備

現在の教育の零落は、教育環境の不足が主要原因である。教科書、教具や教材の開発、整備や、校地選定ならびに校舎建設基準策定は、早急に行われねばならない。教科書やその他の印刷物、地図等の図表、A V機器、実験室や作業場、運動場等の、学習を快適に、効率的にする事物は、普遍的教育実現に不可欠であり、これらはすべて無償で提供あるいは貸与される。特に、教科書は学習者に対して無償で提供されねばならない。また、給食、保健衛生設備、クラブ活動、図書館、P T A組織、といったサービスも漸次整備していく必要がある。

⑬教育行政

教育行政は、組織においても運営においても分権化されるべきである。教育省は、リーダーシップ、最低限の統一的基準の設定、教員養成事業において指導的役割を果たすが、それぞれの地域の教育については、地方自治体が主要な責任を果たさなければならない。各村落は教育委員会（education board; education committee）を初等学校の運営や監督のために設置し、適任者を学校の管理運営者（教育委員）として雇用する。

それぞれの郡は、各村落の教育委員会の援助、すなわち初等学校の運営や新設、教育長やその他のスタッフの雇用等について援助するために郡教育委員会を設置する。中等学校は郡の管轄にあり、郡

委員会のもとで運営される。中央政府は、調査の計画や実行、国家規模の教育整備、基準カリキュラムの調整、教員養成、高等教育の運営、教育格差の是正、財政援助等に責任を負う。

⑭教育財政

初等学校は、各村落が任命した運営委員会によって財政的にも運営される。中央、郡政府の教育予算は、主として中等学校、高等教育機関や、初等学校の新設に配分される。

2. 「計画委員会」勧告における初等教育への提言

如上の通り、「計画委員会」は、初等教育を、殆どの子どもにとって享受可能な唯一のフォーマル教育の機会と認識していた。故に、初等教育は、上部学校階梯への接続である継続教育ではなく、総合的な完成教育としての側面が強調され、特に、1)識字率の向上、2)最低限の基礎的教育の提供、3)市民性の育成、4)ネパールの政治的、社会的、文化的発展に寄与する人材育成、が重点的に達成すべき目標として設定された。これら目標を、達成に向けてより「具体的に換言」したのが以下の8原則であり、初等教育を提供する初等学校のカリキュラムはこの原則に基づいている。

- a) 言語や数学といったコミュニケーションにおける基礎スキルの向上
- b) 市民的能力の向上。義務の理解と履行、愛国心や協働精神の陶冶、民主主義実現への努力心、政治参加能力、自活能力の育成
- c) 経済能力の向上。公共の福祉への寄与、生活状況改善
- d) 審美能力の向上。絵画、文化、音楽、舞踊、文芸等の正しい理解
- e) 個人的能力の向上。精神的、感性的、身体的、道徳的、宗教的能力の向上
- f) 個人の公共の福祉への寄与を最大化するための「潜在能力」の発見、開発
- g) 偏見なき探求心、実験心の育成。生活環境、世界、宇宙に対する広い理解の開発
- h) 余暇の享受を可能にする知識技能の育成

(1) 初等学校のカリキュラム

先述の如く、報告書において、初等学校の年限は、当時の「財政状況に鑑みて」5年間と定められたが、漸次6、7年間に延長することが提言されている。同様に、年間で最低200日、週あたり5日半、一日に4、5時間のスクーリングが基準とされ、また、カリキュラムの効率的消化のために学年制、あるいはクラス制の採用が勧告された。

「計画委員会」が勧告全体を通じて強調したのは、教育が国民それぞれのニーズに応じて提供されることであった故に、「計画委員会」作成した初等学校のカリキュラムは、あくまで「指針」であり、村落の状況に応じて「指針」が修正されることはあるし奨励されている(p. 94)。以下では、カリキュラムにおける各領域の指針を提示する。

1)社会学習

社会学習の狙いは、児童が、コミュニティ生活における望ましい社会的態度を身に付け、自文化や他文化に対する理解心を育成し、民主主義における義務の履行促進を図ることである。具体的には、全国的基準として学年ごとに以下のテーマを設定する。これらのテーマによって、児童の視野を拡張

な環境から世界規模まで、具体的世界から抽象的世界へと拡大することが可能となり、他の領域のスキルを統合的に向上させるための基礎作りを行い得る。

第1学年 学校および家庭における生活

第2学年 コミュニティにおける生活

第3学年 地域、例えば盆地、丘陵地、平地における生活

第4学年 ネパールの他地域における生活

第5学年 ネパール国外の生活

2)理科

理科もまた、社会学習と同様に統合的学習活動の機会（opportunities for integrating learning activities）を提供する（p. 95）。児童は、初め身近で単純な自然現象を、徐々に地球、宇宙、天気、地勢、人体や健康に影響を与える環境、また、個人の衛生、家庭やコミュニティの衛生設備について学習する。これらは、児童の偏見なき探求心、創造力を育むことに寄与するものであり、学年ごとに以下のテーマを設定する。

第1学年 児童本人の衛生、ペットの世話、時間と季節

第2学年 衛生的習慣、危険防止と初步的応急措置、身近な自然

第3学年 人間の生理活動、栄養作用、天気と季節、天体

第4、第5学年 初歩的な一般科学、生理学、天文学、栄養学、地質学

3)語学

言語は、学習の最も重要な媒体であり、また言語能力は共同生活の根幹である。語学学習においては、コミュニケーション・スキルの向上のために、国語であるネパール語の話法、聞き取り、読み書き、書法、正字法、文法に力点を置かねばならない。また、非ネパール語を母語とする集団が多い地域においても、第3学年からはネパール語を完全に教授用語として使用する。

4)算数

算数は、日常生活に欠かすことが出来ない知識技能の獲得のみを狙いとし、それ以外の要素は排除する。また、他の領域が必要とする知識技能との関連において算数は教授されるべきであって、例えば、社会学習において村落生活に言及する際、測量について学習するなど、その実践的価値が強調されねばならない。学年ごとの算数の指針は以下の通りである。

第1学年 100までの整数、貨幣、度量衡、分数、時間

第2学年 4桁までの足し算引き算、度量衡、分数の意味、暦、通貨、平面

第3学年 10万までの整数、掛け算表、加減法、初步の乗法、短除法、分数、度量衡、立体图形

第4学年 四則計算、初步の小数、作図

第5学年 四則計算、百分率、初步的幾何、作図、求積法、生活設計

5)技術 (craft)

技術は、児童に対して、彼らを取り巻く実際の生活、とりわけ衣食住との関連において、児童のニーズに応じた、最低限必要な知識技能を学習する機会を提供する活動である。児童の実生活におけるニーズと技術は深く関連しているから、技術によって、児童は生活改善に不可欠な体験をし得る。しかし、初等学校5年間の修了をもって児童が自活可能な充分な能力を身に付けることを技術の目的とはしない。以下は、技術におけるカリキュラム例であるが、これらの活動もまた、他領域との連関において提供されるべきである。

	食物	住居	被服
第1学年	初步的造園、ペット、食品衛生	飯事、家庭での義務の理解、アクセサリー作成	人形作り、編み物、裁縫
第2学年	草花および野菜の栽培、家禽や小型家畜の飼育	部屋の装飾、飯事、器作り	紡績、編み物、裁縫、家庭の装飾、首飾り作り
第3学年	穀物、野菜栽培、小型家畜の飼育、食料貯蔵、有害動物等	アルバムおよび冊子作成、簡単な家具、玩具作成	被服用作物の栽培、加工、染色、簡単な被服と装飾物作り
第4学年	土壤管理、肥料、園芸、家畜、食糧貯蔵、調理	家屋構造、家具およびアクセサリー作成、装飾	世界の衣服、作成過程、裁縫、キルト作成
第5学年	農業全般、家畜の飼育、栄養素、食糧計画や経理	家屋構造、家具作り、煉瓦作り、煉瓦・木材や竹の使用	皮等の被服原料、服の質、使用、継ぎ、縫い、編み、衣服作成

これらの活動は、児童を取り巻く実生活の総てを包含するものではなく、またネパールの総ての地域における生活に応じたものではないから、実情に応じて、村落の教育委員は、教員や保護者との会合のもとで最適なカリキュラムを策定する必要性がある。さらに、技術活動の円滑な遂行について、教員は当初技術の知識技能に熟達していない故に、コミュニティの人材が彼らを援助し、また、栽培や畜産、紡績、編み物、裁縫、調理等に必要な道具を、コミュニティから学校に譲渡あるいは貸与することで、両者の距離を縮小することが望まれる。

6)芸術

芸術は、児童が文化的生活を営み得るよう援助する体験であり、美術（絵画、作画、彫刻等）、音楽、祭儀、舞踊、文学等から構成される。児童は、その能力に応じて各種芸術の表現能力を発達させるよう、また、能力がそれ程優れない場合でも、芸術に関する知識技能の理解力を身に付けるよう努力せねばならない。

芸術もまた、カリキュラムの他の領域との連携において提供されねばならない。例えば、技術における裁縫、染色、編み物、花壇作成等は、色彩や図案という観点に立てば、芸術と不可分ではあります、文学は、社会学習における理解力の向上や、望ましい社会的態度の獲得に有為であろう。なお、当該領域については、児童は学年ではなく能力に応じて活動するべきであるから、また、学習効果を向上させるためにも、異学年の生徒が交流することが望ましく、学年毎の指針を設定しない。

7) 人間的発展

人間的発展とは、精神的、感性的、身体的、道徳的、宗教的能力といった「個人的能力」の向上を図る活動である。しかし、この「向上」は、日常生活や、カリキュラムにおける他領域の活動の結果であり、特定の科目によってのみ達成されるのではない。身体的鍛錬、スポーツ、遊戯の日常的実践、一日に数分の宗教体験は必要であるが、特定の基準は設けない。

なお、教育省は以上のカリキュラム基準の国家的施行と、状況に応じた再検討について責任を負う。この基準について、地域の教育担当者（例えば郡教育委員会）がカリキュラムを地域に応じて変更し、さらに各初等学校の教員がそれぞれの学校に応じて、特に児童のニーズに考慮して変更する。その際、学校職員、保護者、児童が参加する会合が持たれることが望ましい。

(2) 教授方法、教具・教材、教育評価

以下に、教授方法、教具・教材、教育評価に対する「計画委員会」の提言を提示する。カリキュラムと同様に、これら提言は「原則」、「指針」であって、学校やコミュニティの状況に応じて適宜修正されることが奨励された。

1) 教授方法

初等学校における学習は、児童の日常生活から乖離してはならず、児童の日常生活における実践的で実用的な知識技能の獲得を援助することを目的とせねばならない。学習の過程において児童が能動的であればある程、学習効果や速度は増加し結果も継続するから、初等学校は、児童が自らの問題関心を自覚できるような、その解決のための努力と、結果の自己評価を可能とするような活動や方法を提供するべきである。教師は学習における「案内役」であって、講演者や指導者ではない。教師と児童の協働可能な活動、一例として、「クリーン・アップキャンペーン」、村新聞作成によって、児童をそれぞれのプロジェクトに能動的に参加させることも積極的に導入するべきである。

2) 教具・教材

ネパールの教育状況を鑑みれば、教科書等の教具・教材は圧倒的に不足しており、それ故、教員や児童は教具・教材の入手や使用方法について、例えば、村落における文物や人材、すなわち、動植物や粘土、古老や地方の為政者を「生の」教材として活用するなど、工夫する必要がある。また、これらの活用によって、学校やコミュニティを「生きた」体験の場と化することができる。

窮屈的には、教科書やその他の印刷物、地図等の図表、AV機器等を無償で提供、あるいは貸与可能にする必要があるが、その場合でも、「教科書中心」あるいは「教具・教材中心」の学習に転化することは回避しなければならない。

3) 教育評価

初等学校において、年齢、身体的、精神的、社会的成熟に応じて児童はグループ、例えば学年に分別されるが、教育評価はこのグループ毎に為される。従来、教師や保護者は学業成績によって児童を評価していたが、新しい初等学校においては、児童は、思考能力、調査能力、独創力、責任感、図表

やグラフ、地図の読みとり、健康状態、実践能力、共同精神等において総合的に評価されるべきである。すなわち、暗記力に依拠するテストではなく、これら多様な能力に関する、教員による日常の継続的な観察、児童による自己評価等が評価の基準となる。その結果が各々の生徒について記録され続けることで、「伝統的な最終試験」の必要性は低下する。この如き評価法に基づき、初等学校修了（通常は第5学年の修了）をもって、児童は初等学校卒業資格を授与される。

児童が自らの属するグループに適応しない場合は、適応可能なグループに移行させることも考慮しなければならない。ただし、これは児童の発達を援助する観点から為されるのであって、「落第」や「飛び級」とは根本的に異なる。

(3) 初等学校法

以上の如き、初等教育制度建設の円滑な実行のために、「計画委員会」は、例えば、無償教育の権利を憲法に、教育税の徵収について一般法に規定するなど、提言の教育理念の法制化を教育省に要求し、さらには、他の法規とは独立した教育法の制定を勧告した。この勧告に基づけば、初等教育に関する事項は初等教育法（Primary Education Act）において中心的に規定され、同法によって、地方自治政府（あるいは教育委員会等の地方教育の管理主体）は、以下の事項に係る権利と義務を負う。

- a) 初等学校の新設
- b) 教職員の雇用
- c) 学区制定
- d) 初等学校の義務化と、不履行時における罰則
- e) 教育の賦課および徵収
- f) 中央政府からの交付金受領

(4) 教員養成

先述した通り、「計画委員会」勧告が提言を行った対象は、各学校段階のみならず、教育行政財政、教育法制など広大な領域に及ぶ。このうち、「計画委員会」が初等教育に次いで強調したのは、「教育の要石は教員であり、（中略）国家教育計画委員会が策定した計画の成否は、教員に依存する」（p. 161）との認識が端的に示すように、ネパールの教育創設を担い得る教員の養成の重要性であった。「勧告」における提言すべてが相互に連関していることは言うまでもないが、教員養成への提言が初等学校の教員を想定して為されていたこと（p. 164）を踏まえ、その強い連関を鑑みるならば、初等教育への提言の紹介を行う本稿において、教員養成への提言を看過することはできない。

1956年当時のネパールでは、初等教育レベルに相当する学校において⁴⁾、ペイシック・スクールの教員を除いては、専門的訓練を受けた教員は殆ど存在しなかったばかりか⁵⁾、その如き「質の低い」教員すら圧倒的に不足している状態にあった。それ故、教員養成において、教員の質的向上と量的確保が、同時に果たされるべき喫緊の課題と設定されたのであるが、この課題に対して、「計画委員会」は「ニーズと現状の折衷の結果」、4つの並行したプログラム、すなわち、短期教員養成コースの実施、教員養成を行うスタッフの養成、現職教育の提供、教員養成カレッジの設置を提言した。

短期教員養成コースは、多くの教員の即時確保を目的として、教員養成センターにおいて提供され

る6か月のプログラムであり、そのカリキュラムは、1.初等学校カリキュラム案における社会学習、ネパール語、科学、算数等と連関した一般教育、2.技術教育、3.人間的発達、4.児童心理学、カリキュラム開発、教授方法、学校管理等と連関した専門教育、から構成される。なお、1954年にはカトマンズに最初の教員養成センターが設置され、同時に短期教員養成コースが開始されたが、当初は教職経験者のみがコースの受講対象者であったため、期間は3か月に短縮された。

教員養成を行うスタッフ養成の主眼は、教員養成センターの職員養成にあり、外国から専門家を招聘してその任に充てることが提言された。専門家には、センターの職員と共同して短期教員養成コースを運営し、必要に応じて、「児童心理学等の教育における近代的枠組み」(p. 170)によって職員を援助することが期待されており、その多くはアメリカから招聘された。なお、専門家の招聘と並行して、教員養成スタッフのアメリカ留学（オレゴン大学）も行われた。

現職教育は、教員養成センターにおける3か月から6か月の短期養成コースによって提供されることが中心であるが、「移動教員養成ユニット」(mobile teacher training unit) が各村を訪問して現職教育を行う場合もある。前者のカリキュラムは、一般的な短期教員養成コースにおけるそれと殆ど変わらないが、特に専門教育や技術について重点的に再構成される。後者は、2週間程度の研修会という形態によって、新しいカリキュラムの導入における問題の解決、すなわち教員の新カリキュラムへの適合や、学校とコミュニティとの連携等を果たすこと目的として活動する集団であり、1956年に最初のユニットが組織された。

教員養成カレッジは、教員養成を主目的とした4年制カレッジであり、最終的には、設立予定であった総合大学のもとで、1) 4年間の学士課程、2) 1年ないし2年間の修士課程、3) 公開講座、4) 一年間の短期教員養成コース、の4部門を備える高等教育機関が構想された。教員養成カレッジにおけるカリキュラムは、大別してリベラル・アーツと専門教育に分けられるが、後者は、短期コースにおける教員養成プログラムをより詳細に再構成したものである。「計画委員会」は、学生がカレッジにおいて「近代的教授方法」を身に付けることを主要な目標として提言しつつも、カレッジ内の学習に終始することなく、学校や児童と共同して活動する機会を持ち、実践的能力を伸長すべきであることを強調している。なお、この教員養成カレッジと直接対応するものではないが、1956年に、学士コース、教員養成コース、出版部、研究部等から成る教育カレッジ（College of Education）がカトマンズに設置された。

以上の4プログラムに加えて、「計画委員会」は、教員候補者の募集及び選抜と、教員資格、教員配置、教員の福祉についても言及しているが、教員配置、教員の福祉については、現状における問題点の指摘に留まり、具体的な提言をしていない。

教員候補者の募集及び選抜に関しては、教員が「人間的精神の設計者」(architect of human soul)であるとの認識のもと、高い理想と優れた道徳を持つ「教員適格者」を教職に向けること、同時に、数的に教員が不足している現状ではあるが、水準に満たない者を教員として採用しないこと、「西側諸国の趨勢に倣って」初等学校の女性教員を増加すること、等が提言された。

教員資格は、当時のネパールにおいて存在しておらず、「教員と自称する者はおよそ教員職を手に入れることができた」というが(p. 174)、それでもなお教員が圧倒的に不足しており、教員資格をめぐる状況が統制され、改善されることとはなかった。「計画委員会」は、この状況を鑑みて、教育省に対し

て教員資格制度の確立と、省内に教員資格に係る業務を行う独立部局の設置を提言した。なお、教員資格の授与対象者として、正規の教員養成プログラムあるいは養成課程修了者が想定されていた。

おわりに

本稿においては、「計画委員会」による初等教育への提言の紹介に留まり、勧告全体の把握や、それらに対する分析を行うには至っていない。同勧告における提言を公式に採用した、第1次5か年計画(1956/57-1961/62)や、実際に施行された当時の教育政策との関係において「計画委員会」勧告を再検討することは、ネパールにおける教育制度創設期の動向に論究する上で喫緊の課題である。また、今日のネパールの教育に関わる事象に対する「正当な」接近を果たすためにも、「国家教育改革委員会」勧告、「国家教育制度計画」、各5か年計画における教育計画、BPEP I, BPEP IIといった教育への提言、教育計画ないし事業に着目し、ネパールにおける教育の歴史的展開を描出することが求められるであろう。

注

- 1) CERID, Trends, Issues, and Policies on Education in Nepal, 1998, Chapter4 (<http://www.panasia.org.sg/nepalnet/cerid/futuredirec.htm>)。2002年1月25日現在。
- 2) 英学学校は、インドを経てネパールに導入された、支配者養成期間としての性格が強い「イギリス式」の学校である。その創始は1854年に設立されたダルバール・スクール(Durbar School)に遡ることができる。詳しくは、拙稿「ネパールにおける近代学校制度の創設」(『教育学研究集録第25集』所収、2001年)を参照。
- 3) 「任意の」普遍的初等教育は、報告書において「通学を希望する子どもが総て通学可能となるために必要な学校が設置されていること」と説明されている(p. 80)。
- 4) 「計画委員会」勧告においては、およそ6歳から8歳前後の子どもを対象として教育を提供する施設を指し、当時のネパールでは、英学学校、サンスクリット学校、ペイシック・スクール、ヒンドゥー教あるいは仏教寺院やその附属学舎、モンテッソーリ・スクール、ミッション・スクール等が並立していた(pp. 43-46)。
- 5) ペイシック・スクールの教員養成を目的とした施設が1949年に設立され、53年に閉鎖されるまで「55のペイシック・スクールに対して充分な教員を養成した」という(p. 161)。